

熊本保健科学大学における障がい学生の支援に関する対応指針

令和 2 年 2 月 25 日制定

令和 7 年 1 月 28 日改訂

1 趣旨

この指針は、熊本保健科学大学（以下「本学」という。）が『熊本保健科学大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針』（以下「基本方針」という。）に則り、『障害者の権利に関する条約』、『障害者基本法』、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』（以下「障害者差別解消法」という。）及び『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』に基づいて、障がいを理由とする差別解消に取り組み、障がいの有無にかかわらず本学の学生等が平等に教育・研究に参加・活動できるよう機会の確保に努めるとともに、その学生生活に対して適切な支援を図るために必要な事項を定めるものである。

2 定義

（1）障がい学生

「障がい学生」とは、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者、すなわち「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、かつ、本学に入学を希望する受験生及び在籍する全ての学生（研修生、研究生、科目等履修生、聴講生、外国人留学生等を含む。）をいい、いわゆる障害者手帳の所持者には限らない。

（2）不当な差別的取扱い

「不当な差別的取扱い」とは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育、研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障がい者の権利利益を侵害することをいい、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は含まない。

（3）合理的配慮

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第 2 条及び第 2 条第 4 号に定義される「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

3 責務

（1）学長は、障がい学生の権利及び利益を保障していくために、全学的な支援を推進するための具体的な方策を講ずるものとする。

- (2) 学部長、学科長、専攻長等は、本学が取り組む具体的な支援について積極的に実施・指導するものとする。
- (3) 本学の全ての教職員は、支援を受けることを希望する障がい学生に対して合理的配慮を行い、具体的な支援の実施に取り組むものとする。
- (4) 学生相談・修学サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、『熊本保健科学大学学生相談・修学サポートセンター規程』に基づき、障がい学生の相談又は支援の窓口として、アドボケイト（代弁者）の役割を果たすものとする。

4 支援の対象

(1) 対象者の範囲

支援の対象者（以下「支援学生」という。）は、障がい学生のうち、本人若しくはその保護者等が支援を受けることを希望する者で本学修学支援委員会（以下「支援委員会」という。）が支援を必要と認める者とする。

(2) 支援の条件

障がいの根拠資料となる障害者手帳や医師の診断書等（以下「診断書等」という。）を提示するとともに、本学所定の「合理的配慮申請書」を提出することを支援の条件とする。ただし、障がいの根拠資料として診断書等を提示することが困難な場合でも、建設的対話等を通じて、本人の社会的障壁の除去の必要性及び障がいの状況が明確に確認できればこの限りではない。

(3) 支援の範囲

- ① 入学試験、授業（学外実習等を含む。）、大学行事（入学前のオープンキャンパス等を含む。）、課外活動（クラブ活動等を含む。）、就職活動等に関する全ての事項
- ② 上記①とは直接には関係しない学生の活動や生活面への配慮（通学、学内介助等）に関する事項のうち、支援委員会が必要と認める事項

5 支援の方針

(1) 事前的改善措置

本学は、基本方針に基づき学内規程、組織等を含むハード・ソフトの両面での環境の整備に努める。ただし、本学が過重な負担に当たると判断した場合には、支援学生等に対して理由を説明して理解を求め、他の実現可能な措置を提案することとする。

(2) 建設的対話

本学は、支援学生の意思を尊重しつつ、当該学生と本学が相互に現状を把握し、共通理解を図った上で、より適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いを行う。

(3) 情報公開

本学は、障害者差別解消法等の法令に基づき、本学における支援学生の支援体制に関する規程等を公表する。

(4) 連携

本学は、支援学生の保証人（保護者等）とも協力し合い、必要に応じて学外の関係機

関及び専門職との連携を図る。

(5) 啓発

本学は、支援学生への差別や不利益を生まないキャンパスを目指し、学生・教職員等に対して継続的に研修等の啓発活動を行う。

(6) 個人情報保護

支援学生を支援する上で知り得た個人情報は、『熊本保健科学大学個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）』及び『熊本保健科学大学情報保護規程』に従い厳重に管理し、第三者に情報の開示や提供が必要な場合は、原則として当該学生の同意を得るものとする。ただし、支援学生の支援を行うために学外の関係機関等との連携が必要と判断した場合は、守秘義務を遵守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行う。

6 支援の手続きとその過程

支援に関する相談はサポートセンターが窓口となり、支援学生の所属学科・専攻等や関連部署と連携しながら合理的配慮の可否の検討を行い、支援内容を決定する。また、その際以下の点を考慮する。

- (1) 支援学生に対する支援は、原則として当該学生及びその保証人（保護者等）と本学との間で十分な合意形成・共通理解を図った上で決定する。
- (2) 成績評価については、障がいの有無・程度にかかわらず学内基準に基づいて公平に行う。

7 履修等における配慮事項

本学における「合理的配慮」に基づく支援内容は、次のとおりとする。

(1) 修学上の配慮

支援学生から提出された「合理的配慮申請書」に記載された内容をもとに、当該学生の意思を尊重しつつ、障がいの特性や状態に応じた支援内容を検討する。

(2) 入学試験等の配慮

大学入学共通テストの「受験上の配慮」に準拠し、本学として可能な支援を行う。

(3) 就職支援

支援学生を対象としたキャリア・就職支援及び外部支援機関（障害者相談支援専門員等）との連携による支援を行う。

8 不服申し立て

支援学生等は、本学が提供した支援内容や決定過程に疑義や不服がある場合や大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合は、申し立てを行うことができる。この場合、窓口はハラスメント相談員とし、解決を図るための委員会はハラスメント防止委員会とする。ハラスメント防止委員会は中立的立場で紛争の防止、解決のための調整を行わなければならない。

9 本指針の見直し

本学では、技術の進歩、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらすとともに、実施に伴う負担を軽減し得ることに鑑み、必要に応じて本指針を見直し、適時、充実を図るものとする。また、関連する法令等が改正される際には、本指針も見直すものとする。なお、この指針の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長がこれを決定する。